

施策評価調書

施策名	1-1-1	快適な住環境の整備 地域経営計画(後期計画) 該当ページ P. 19	施策を取り巻く環境変化	
担当部課	建設産業部 都市整備課	担当 都市整備 担当 リーダー 阿久津 径行		

1. 住民意識調査結果

21年度(10月実施)		25年度(※実施予定)		26年度(※実施予定)	
満足度	14.8% 第7位/全36項目(快適な住環境の整備)	満足度	第 位/全 施策	満足度	第 位/全 施策
優先度	56.7% 第15位/全36項目(快適な住環境の整備)	優先度	第 位/全 施策	優先度	第 位/全 施策

満足度:「満足である」、「どちらかと言えば満足である」を合計した割合から、「どちらかと言えば不満である」、「不満である」を合計した割合を差し引いたもの

優先度:「優先すべき」、「やや優先すべき」を合計した割合から、「あまり優先しなくてよい」、「優先しなくてよい」を合計した割合を差し引いたもの

2. 施策の目標

指標	基準値	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指標1:宝積寺駅西第一土地区画整理事業 都市計画道路築造(1,370m)の進捗率:(%)	21年度実績 35.8%	計画	41.4%	65.4%	79.8%	100.0%	100.0%
指標2:宝積寺駅西第一土地区画整理事業 区画道路築造(4,710m)の進捗率:(%)	55.4%	計画	68.2%	75.8%	86.8%	100.0%	100.0%
指標3:宝積寺駅西第二地区整備計画の作成	未作成	計画	未作成	未作成	未作成	未作成	作成
指標4:景観条例の制定	未制定	計画	制定				
指標5:地籍調査事業進捗率 (全体計画面積1,800ha):(ha)	1,190ha	計画	1,200ha	1,211ha	1,223ha	1,239ha	1,250ha
指標6:中坂上地区土地区画整理事業への支援検討	未決定	計画	決定				
指標に関する特記事項	○宝積寺駅西第二地区の整備手法は、アンケート調査を平成22年度末までに実施し、関係者との合意形成を早期に図る予定です。具体的な指標は、整備手法が固まった後に、適宜追加します。 ○中坂上地区土地区画整理事業は現在、事業主体となる土地区画整理組合が設立されておらず、具体的な事業計画は作成されていません。しかし、設立認可時点には具体的な事業計画や支援内容を明確にする必要が生じます。したがって支援内容は、現宝積寺中坂上地区土地区画整理事業準備会との協議により詰めていくこととなりますので、具体的な指標は、協議結果に応じて、適宜追加する予定です。						

進捗状況の区分 1:目標以上の成果があった →:目標どおりの成果があった ↓:目標に至らなかった △:遅延・未着手等 ×:見直し・廃止等

3. 施策に係る経費

事業費(傘下事務事業費計)の推移【単位:千円】 (※総事業費)	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		当初	239,636			
	決算					

4. 施策傘下事務事業 ※別紙のとおり

5. 施策評価

	後期計画における施策展開のビジョン	H23年度の狙い
自己評価(部)	<ul style="list-style-type: none"> ・宝積寺駅西第一土地区画整理事業は、施行期間を平成27年度まで延伸し、引き続き関係者との合意形成に努めるとともに直接施行も視野に事業完了を図ります。 ・宝積寺駅西第二地区については、平成21年度にアンケート調査を実施し、関係書と合意形成を図ったうえで整備計画の作成を行う。 ・景観条例については、高根沢町らしい良好な景観を保持するための条例を制定する。 ・中坂上地区については、平成23年度に市街化地区への編入に向けて事務手続き中であるが、編入後については、土地区画整理組合(設立前は、準備会)と協議を行い、支援業務の決定をする。 ・地籍調査事業により、土地の有効活用や各種公共事業の効率化及びコスト削減を図り、課税の適正化、公平化につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理解が得られない地権者に対し積極的に説明を行う等、合意形成活動に努めます。 ・アンケートの集計計画を基に合意形成を図る。 ・条例の制定を進める。 ・土地区画整理組合(設立前は、準備会)との協議を行っていく。 ・地籍調査業務の全工程委託を実施し、事業の早期完了を目指す。
総合評価(町長)	総合評価 前期計画に引き続き、継続的に施策展開することを前提としながらも、施策達成に向けては様々な課題があると考え、 駅西第一土地区画整理は、合意形成に努めることが最優先であると考え、直接施行の実施については、時期や動向を見極めながら具体的な実施時期等を打出すこと。また駅西第二地区については、アンケートの結果で合意形成を図っていくことも重要だが、今まで勉強会を通じて様々な手法を示してきたが、町として考える第二地区に合った施工方法も明確に打出す必要があるのではないかと。 景観条例の制定については、景観は公共の財産であるという意識を町全体で共有できるような条例の制定を望む。 また、中坂上地区区画整理事業、地籍調査事業などの事務事業を行う上で施策全体で、選択と集中を考え、何に資源を投入して、どこを抑えるべきなのか、施策全体として成果を上げるためにも、メリハリのある施策展開を常に検討していくこと。	